

## Business Certificate news

No.TCCI-169  
Date : 2023 年 4 月 3 日

### 【重要】各種証明ルールの変更について

各種証明ルールは、日本商工会議所が定める全国統一基準を基に定めております。今般、当該基準の見直しが行われたことにより、各種証明ルールを下記の通り変更します。

なお、4 月中は従来の申請方法でも認めますが、2023 年 5 月 1 日以降は、新ルールに基づき厳格に運用してまいります。必ず、内容をご確認の上、適切なルールに基づき、ご申請をお願い致します。

#### 記

#### 1. 貿易登録

①外国籍の署名者の在留カードの写しの提出が不要となりました。

但し、雇用者として各種法律(入管法 等)に基づく適切な管理をおこなってください。万が一、署名者に起因する問題が発生した場合は、誓約者(貿易登録者)がその責任を負うこととなります。

※外国籍の代表者の場合の代表者の在留カードの写しの提出は、引き続き必要です。

#### 2. 原産地証明書

① 船積後 6 ヶ月超・1 年未満のご申請に関して、[理由書](#)のフォーマットが新しくなりました。

(変更点: 製造証明書の提出が不要になりました。)

② 法人番号・納税者番号等の企業情報は、だれの情報が明確にした上で、記載をしてください。

※法人番号・納税者番号等の記載は任意です。記載が必要な場合は、ルールに従って記載してください。

※原則、Exporter・Consignee に関する法人番号等は、Exporter 欄・Consignee 欄へ記載してください。

※Invoiceにも同様の記載が必要です。

※Remarks欄への「Exporter's～」 「Consignee's～」の記載は不可とします。Exporter 欄・Consignee 欄へ記載をしてください。

NGな事例) Remarks 欄へ 「VAT No.\*\*\*\*\*」 と記載 ← だれの納税者番号か不明

Remarks 欄へ 「BIN No.\*\*\*\*\*」 と記載 ← だれの銀行識別番号か不明

OKな事例) Exporter 欄・Consignee 欄へ 会社名・住所・国名・VAT No.を 記載

Remarks 欄へ 「Buyer: 企業名・住所・国名・VAT No.」を記載

Remarks 欄へ 「Issuing bank: 銀行名・住所・国名・Bin No.」を記載

③ Transport details 欄への「都市名(港名・空港名)、国名」について、Narita ⇨Tokyo, 港名(空港名)⇨都市名の記載を認めておりましたが、この運用を廃止します。

今後は、Invoice通りの記載をしてください。(invoiceに国名がない場合でも、原産地証明書には国名の記載が必須です。)

NGな事例)	Invoice上の記載	原産地証明書上の記載	
	From Narita Japan	From Tokyo Japan	← 積地不一致と見なします
	From Mikawa Japan	From Aichi Japan	← 積地不一致と見なします
OKな事例)	Invoice上の記載	原産地証明書上の記載	
	From Narita	From Narita Japan	
	From Tokyo	From Tokyo Japan	
	From Mikawa port	From Mikawa Japan	
	From Nagoya Japan	From Nagoya Japan	

### 3. Invoice証明・サイン証明

- ① 船積日 6 ヶ月超・1 年未満の理由書の提出／1 年超申請不可を廃止します。

今後、Invoice証明・サイン証明に限っては、船積日から 6 ヶ月・1 年超過しても、申請を受け付けます。

※原産地証明書については、引き続き、船積日 6 ヶ月超・1 年未満の場合は、理由書・その他資料を追加でご提出いただきます。また、1 年超の場合は、申請を受け付けません。

### 4. その他 原産地証明書作成ルール 再周知事項(2022 年度エラーが多い事項)

- ① 原産地証明書に記載できる内容は、典拠Invoiceに記載している内容です。  
(商工会議所が、典拠Invoiceを見て、その情報を原産地証明書に記載したことになるため)
- ② Remarks 欄に記載する契約情報(PO No.、Order No.等)は、Exporter ⇄ Buyer 間の情報だけとなります。Buyer ⇄ End User 等の第三者に関する契約情報は記載できません。
- ③ Manufacturer／Notify 等の情報は、企業名・住所・国名までの 3 点を記載してください。
- ④ Invoice 上の日本産品の一部抽出、外国産品の一部抽出した原産地証明書はご申請できません。  
「全産品」を原産地証明書に記載する。もしくは、「外国産を除く全ての日本産品を抽出する」か  
いずれかをご選択ください。
- ⑤ Exporter・Consignee・Remarks 欄にHPのURLは記載できません。(メールアドレスは記載可。)

以上